

令和 7 年度東京大学学校推薦型選抜
(法学部)
グループ・ディスカッション課題

注意事項

- (1) 審査員の合図があったら、この表紙を開いて課題文を読んでください。課題文を読む時間は5分です。
- (2) 5分後にまた審査員が合図をしますので、グループ・ディスカッションを開始してください。
- (3) ディスカッションの時間は 85 分です。指定された時刻までに議論を終結させてください。
- (4) 審査員は議論の進行に関与しません。決定のしかたや議論の進め方はみなさんで決めてください。
- (5) ディスカッション終了の時間までに、ディスカッションで到達した主要な結論をまとめてください。ただし、全員が同じ結論に到達する必要はありません。複数の結論を含んだまとめでも結構です。また、到達した結論について審査員にプレゼンテーションを行う必要はありません。
- (6) このグループ・ディスカッションはみなさんの論理的思考力、発想力、コミュニケーション能力、チームで作業する能力などを審査するためのものであり、思想・信条を評価の対象とするものではありません。
- (7) 課題冊子とメモ用紙はディスカッション終了時に回収します。課題冊子・メモ用紙への書き込みは審査の対象となりません。

設問

2023年3月、海外での報道をきっかけにある芸能事務所における性加害問題が国内でも大きく取り上げられるようになり、最終的に、同年8月29日、当該芸能事務所の設置した再発防止特別チームが報道を事実と認定するに至った。問題が明らかになると、イメージの低下を考慮してCMスポンサー企業はなだれを打って契約を打ち切り、その意向はテレビ局など放送界のタレント起用にも影響した。国連人権理事会のビジネスと人権作業部会は、同年7月24日～8月4日に実施した訪日調査のテーマの一つとしてこの性加害問題を取り上げていたが、こうした実業界の対応について、2024年5月1日に公開された最終報告書（以下「報告書」とする）において、それらが当該芸能事務所により積極的な責任を取るよう働きかける効果があったとしつつ、契約の単純な打ち切りに対して警告をも発している。

もっとも、CMの打ち切りは、人権侵害に限らずタレントの薬物濫用や家庭問題などが公になった場合にも生ずることであり、企業のリスクマネジメントの点からは当然であるようにも思われる。報告書はなぜ、CMスポンサー企業の撤退に対して懸念を示したのだろうか。その懸念は、CMが打ち切られる場合一般に共通するのだろうか。懸念の内容と性質について検討しなさい。

また、報告書は俳優の20%以上がセクハラ被害に遭ったことがあるという厚生労働省の報告を取り上げており、このことは、CM起用や撮影の過程で、あるいは所属する事務所のなかで、俳優が常に人権侵害リスクにさらされていることを示唆する。それが事実であれば、CMスポンサー企業は、起用する個別の俳優について従前社会的に問題がなかったかだけを調査しても、当該俳優に関連する人権侵害が起きてイメージが低下する潜在的なリスクを払しょくできないだろう。企業が自社へのマイナスイメージを避けながら人権の観点で望ましい対応を取るために、どのような対策が考えられるか。考えられる方策について論じなさい。